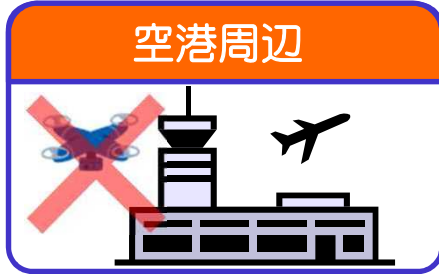


# 国土交通省からのお知らせ 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールについて

航空法に規定する無人航空機の飛行ルールは以下の通りです。

## ★飛行禁止区域

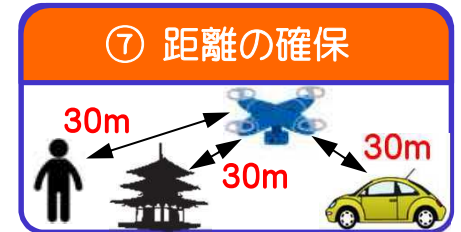
次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。所定の手続きを行ってください。



## ★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。）

⑤～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。所定の手続きを行ってください。



## ★その他の留意事項

- 小型無人機等飛行禁止法に基づく、小型無人機の飛行禁止区域が指定されています。詳細は、次のサイトをご確認ください。

(小型無人機等飛行禁止法) <https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>



- 寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。
- 航空法の詳細は、次のサイトをご確認ください。 [https://www.mlit.go.jp/koku/koku.tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku.tk10_000003.html)



【無人航空機ヘルプデスク】

電話：03-4588-6457（受付時間：平日午前9時から午後5時まで） E-mail：[hqt-jcab.muji@mlit.go.jp](mailto:hqt-jcab.muji@mlit.go.jp)

## 【総務省からのお知らせ】

- 技適マークが付いていない免許不要の無線機器(免許不要の無人航空機を含む)は、外国の規格に基づいてのものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/yunyumusenki/index.htm>



E-mail：[kanshi-pub@ml.soumu.go.jp](mailto:kanshi-pub@ml.soumu.go.jp)

# 国土交通省からのお知らせ

## 空港周辺で禁止されている行為について

航空法において空港等の周辺では以下の行為が禁止されています！

- 空港等周辺の一定の空域において、以下の行為を行う際には、**事前に国土交通大臣の許可又は通報が必要**です。
- 許可又は通報が必要となるかについては、まずは最寄りの国土交通省空港事務所にお問い合わせください。なお、**航空機に対するレーザー照射は一律禁止**です。
- 違反した場合、**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。



花火の打ち上げ



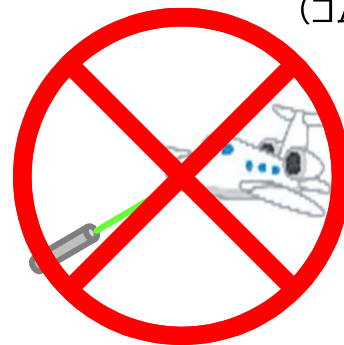
気球の浮揚



模型航空機の飛行  
(ゴム動力機など)



凧揚げ



航空機に対するレーザー照射

※これらの他、ロケット等の打ち上げ、ハングライダー・パラグライダーの飛行、航空機の集団飛行等を空港等の周辺で行うことも原則禁止されています。

### ★その他留意事項

- ①レーザー照射や凧揚げ等の規制について (国土交通省HP)  
[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk1\\_000048.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk1_000048.html)
- ②航空機へのレーザー照射について (国土交通省HP)  
<https://www.mlit.go.jp/common/001130778.pdf>
- ③気球を飛行させる方へ (国土交通省HP)  
<https://www.mlit.go.jp/common/001349398.pdf>
- ④空港事務所の連絡先 (東日本) (東京航空局HP)  
<https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/summary/03.html>
- ⑤空港事務所の連絡先 (西日本) (大阪航空局HP)  
<https://ocab.mlit.go.jp/about/jurisdiction/>

①



②



③



④



⑤

